

經濟論叢

第九十卷 第四號

ストレーチーの帝國主義論 (序説)……静 田 均 1

アルファデルフィヤ・

アツソシエーション……………穂 積 文 雄 18

ブレハーノフのロシア資本主義論(二)…田 中 真 晴 40

アメリカにおける公益

事業の料金形成の一過程……………野 村 秀 和 66

昭和三十七年十月

京 都 大 學 經 濟 學 會

アメリカにおける公益事業の料金形成の一過程

——独占価格形成における評価基準轉換の意義——

野村 秀和

まえがき

アメリカにおいて、公益事業と称するものの範囲には「郵便、蒸気鉄道、市内鉄道、高速鉄道、乗合バス、トラック、川蒸気船、有料橋、有料道路、水道、電信電話、ガス、電気」等があげられているが、この規定は、アメリカ全体で一般的に認められたものではなく、公益事業の範囲についての規定は各州ごとにいろいろと差異がある。したがって、その範囲を一律に確定することはむづかしい。

アメリカの場合、公益事業は民間企業であるが、他の民間企業にくらべて大きな特権——独占権や特許権——をもつと同時に、多くの義務——公正なサービス、合理的料金、消費者に対する給付に差別をつけないうこと——を課せられ、統制委員会の統制に服さねばならない。このような統制は、一般に自然的独

占という根拠から説明されている。³⁾ 主要な統制問題は料金形成に關するものである。統制委員会と会社との争いも、主として料金形成の問題をめぐって生じているが、その最終的解決は、裁判所の判決によることになっている。

統制委員会の統制は、一九二九年の大恐慌をさかいとして質的發展をとげたといわれる。この点については後に詳論するが、それは料金形成の基礎となる資産評価の基準が、時価主義（復成原価）から原価主義に轉換することにより実現された。そしてこの轉換に対しては、一般に評価の恣意性を排除し、投資家と消費者の利害を調節しうるようになったといわれているが、はたしてこのような考え方が妥当なものと言えるのかどうか、大いに吟味の必要があると思われる。

本稿では、まずアメリカ公益事業の料金がどのようにに構成さ

れているかを述べたうえで、一九二〇年代と三〇年代の料金形成の差異をとらえ、統制強化という外皮をかぶったその転換のもの現実的意義を明確にしたい。またこのために、分析の視野を公益事業のみに限ることなく、アメリカ資本主義の発展におき、ことに独占の新しい確立期であるニューデールのもとで、公益事業のおかれてきた位置を考えてみたいと思う。

(1) J. C. Bonbright, *Public Utilities and National Power Policies*, 1940, p. 2.

(2) 竹中龍雄「公益企業会計」二〇二頁。なお、我が国の公益事業学会の規約第六条では公益事業について「よりの生活に日常不可欠の利益を提供する一連の事業のことであつて、それには電気、ガス、水道、鉄道、軌道、自動車道、バス、定期船、定期航空、郵便、電信、電話、放送等の諸産業が包括される。」

(3) J. C. Bonbright, *ibid.*, p. 4-11. 参照。

一 ノート・メイキング

料金問題は、なんといつても公益事業会社と消費者の間の最も主要な接点である。

一般に、公益事業における料金は原価を補償するとともに公正な報酬を約束され、しかも低廉であつて、投資家と消費者に對し「公正」なものでなければならぬといわれている。そのた

アメリカにおける公益事業の料金形成の一過程

めまた、公益事業の統制機関は、とくに公正な料金を決定するために存在するものとされている。

この料金はいかなる要素により決められるか、これがまず問題である。

この問題は、公益事業会社の消費先別給付に対する各種料金の年度総収入額（これを料金水準 *Rate Level* という）を決定することと、この料金水準を各種給付に割付けて、各種料金を決定することの二つに区分される。後者については、かなり政策的要素の入る差別料金が問題となるが、後に触れることとし、ここではより基本的な問題をなす料金水準を中心に扱うこととする。

元來、公益事業では他の私企業とちがい、いわゆる資本報酬（利益）も公益事業という総括原価＝料金水準に含められる。すなわち一般企業では、それは

原価－費用＝利益

として計算されるが、公益事業では

費用＋利益（利益）＝料金水準（反則）

という形をとり、あらかじめ利潤部分が想定されている。したがつて、この場合料金の構成内容は、公益事業が必要とする費用と公正な報酬という二つの部分から成り立つことになる。

費用に属する項目は大別して、純營業費、減価償却費、税金その他の公課ならびに諸引当金項目等から成り、他方、報酬は

文字どおりその企業の受けうる公正な報酬額とされている。

右の費用のうち、純営業費は総括原価の七〇—八〇%を占めているため量的にはきわめて重要であるが、アメリカ公益事業における料金形成問題では主要な争点とはなっていない。その主要内容は人件費と物件費であるが、労賃は公開されるし、同種企業との比較も容易である。物件費も、競争入札で処理されるから問題の生ずる余地は少ないといわれている。しかし、この競争入札の内幕に問題がないという保証はないし、また役員俸給、広告費、開発費、研究費、交際費、寄附等の利益探作に用いられやすい諸項目の吟味は重要であろう。

減価償却費は、固定資産の多い（総資産の八〇%以上といわれる）公益事業においては、とりわけ重要な要素である。しかし、初期には減価償却の概念が認識されず、それが認識されてからも、近代会計でいう減価償却法が公益事業で確立されるのは、一九三〇年代後半ないし四〇年代に入ってからである。それまでの間は、減価償却法に代わるものとして取換法や廃棄法が行なわれていた。

税金その他公課は、総括原価の一要素とされているものであるが、これがこのように総括原価の一要素とされたのは一九二二年のガルベストン事件以後である。

諸引当金は、大修繕引当金や天災、偶発事故にそなえての偶発引当金、損害賠償引当金等の適正な種類と金額によるものは

費用とされるが、配当平均積立金、減価基金積立金、拡張改良積立金等は、報酬のなから積立てられるものであるから総括原価には加えられない。ただ拡張改良積立金のうち、サービス改善に必要な場合のものは費用に認めてもよいとされている。

報酬は、料金基礎 *Rate Base* と公正報酬率 *Fair Rate of Return* の二つによって決定される。料金問題の争いはほとんどこの報酬問題から生じている。その内容についてはのちにみるので、ここではごく簡単な説明を行なうにとどめる。まずここにおける料金基礎とは、公正な報酬額を算定する基礎としての公益事業会社の財産（資産）評価額を意味する。この場合財産には自己資本ならびに借入資本の両者によるものが含まれるが、しかしこのいずれによる財産であっても公益事業給付に有効に利用されていることが前提となる。したがって、兼業・副業用の財産は当然排除され、効用のなくなつたものも除かれる。

他方、公正報酬率は、料金基礎に乗することにより報酬額を決定するのに用いられるものである。過去の実績についてはみると、この公正報酬率として決定されているものには、七・五%—一五・五%のものが多く、それは時と場所や業種により異なっている。またこの率の決定は、市場利子率、企業の危険度、物価変動、経営状態、資本構造等の要素により左右されるが、争いはこの率ではなく、料金基礎の方に多く集中されてきた。

これは、料金基礎については会社側の露骨な不正行為（特に資

産の水増し評価⁵⁾が可能であったのにくらべて、公正報酬率はそう自由に操作できなかったからであろう。

料金水準は、以上のような諸項目を合算することによって決定されるわけであるが、このようにして決定された料金水準は、各種の消費先別給付に割当てられ、またそれぞれの予想消費量により各消費先別の単位料金が決められる。ひとたび各種の消費先別単位料金が決められると、前述のような計算手続(料金水準の計算から始まり、各種単位料金の決定にいたるまでの計算手続)は、単位料金改訂ごとに常に必ずしも行なわれてきたわけではない。時には、統制委員会と会社との話し合いにより、前述の計算手続を経ないで値下げが行なわれたこともあった。

(1) 細野日出男「公益事業料金の決定原則」公益事業研究第一巻第一号 二八一—二九頁。

(2) J. Moody, *Public Utility Investments: Moody's Rating Books*, 1923. これれば、資産総額に対する固定資産の比率は、一九二三年十二月三十一日現在で、Malden & Melrose Gas Light Co. は八五% (p. 612) Wisconsin Traction, Light, heat, & Power Co. は八七% (p. 606) North Western Electric Co. は八六% (p. 625) を示している。

(3) G. O. May, *Financial Accounting*, 1946, p. 137-8.

(4) E. W. Clemens, *Economics and Public Utilities*. 竹中龍雄監訳「公益企業経営論」上 三四七頁。同書下 二九二頁。

アメリカにおける公益事業の料金形成の一過程

(5) E. W. Clemens, 竹中訳 前掲書上 二六四頁。

(6) Labor Research Association, *Trends in American Capitalism*, 1948, p. 42.

(7) E. W. Clemens, 竹中訳 前掲書下 三〇頁。

二 一九二〇年代の特徴

A 会計実務の恣意性

統制委員会と会社側との争点は、前述のようにおもに料金基礎の評価をめぐるものであるが、二〇年代の初期(第一次大戦直後)をすぎると、裁判所の判決は、料金基礎の評価の基準として復成原価(Reproduction Cost)時価を採用するようになった。これは二〇年代における物価の高水準を反映するものであるが、他方からいえば、このように復成原価時価を採用したことは、実は恣意的な評価の仕方を許したものであった。巨大な固定設備は、市場性を有しないため、その評価額の根拠となるべき評価基準や手続等は、最後には評価人の能力や判断によって左右されることになる。しかも事実についてみると、このようないわば主観的な評価の欠陥は、評価人が異なるたびに評価額が大きく変わることであった。

また、かかる固定設備の評価に関する他の事実として、一九二二年に鉄道および公益事業委員会全国協会(N. A. R. U. C.)は、廃棄法を含む統一会計規定を発表したが、財務会計の面で

このように廃棄法を認めたことは、任意償却を許したと同様の意味をもつもので、会社側の強い支持を得た。(廃棄法は、資産を廃棄した時に、当該資産価額を一時に費用とする方法である。廃棄の時期は経営者の都合で左右されること、およびこの費用の負担を各期に平均化させるという名目で、減価償却引当金と内容的には同じである廃棄引当金勘定が設けられる場合には、その各期の計上額が全く恣意的であったので、減価償却法に比してこの廃棄法は利益操作の一つの手段ともなりえたのである)

さらに、料金基礎(資産評価額)の評価基準として復成原価¹⁾時価を採用した場合、その評価額まで簿価を引上げ、それに基づいて減価償却費を計上しながら、他方では、料金基礎からの減価は観察可能減価(これは経済的減価を含まない物理的減価のみを意味する)のみしか行なわれなかったこともあった。この場合には料金基礎は必然的に水増しされることになった。

恣意的な会計実務をひろいあげればきりがながい、以上に述べた以外のおもなものは、なおつぎのようなものがあげられる。

二〇年代に、あいついで行なわれた会社合併にさいし、好況を期待した公益事業発起人のあいだで、固定資産を不当に水増しして評価し、それに基づいて合併後の会社の株式が発行された。この場合、発起人(経営者)は単なる紙上の書きかえという手

続を採り、それにより水増しされた評価額に基き発行される株式を、市場に売り出すことにより莫大な利益を手に入れたのであるが、それにもかかわらずこの方法は取得原価を基準とする評価法であるとして、当時の会計士たちに称讃された⁴⁾とさえいわれている。

あきらかに不正と考えられる実務として、本来資本的支出であるものを営業費に計上することによって料金引下げを延期し、その後固定資産の評価のさいには、実地評価主義によりその過少部分の簿価を引上げて料金基礎に加えたり、これとまったく逆に、収益的支出(営業費等)を資本的支出として資産勘定に計上することにより利益を過大に計上し、このことにより持株会社に対する配当支払を増加せしめ、同時に擬制的に料金基礎をつくりだすような場合もあった。また、償却資産の取替費を費用として回収していながら、別に減価償却引当金勘定を設定し、取替までに当該固定資産への投下資本を二重に回収するようなことも行なわれていた。

B 公益事業持株会社

公益事業統制委員会の存在にもかかわらず、二〇年代の公益事業の恣意的実務は以上にとみとおりであるが、当時における特徴を明らかにするためには、この場合登場する公益事業持株会社についてさらに立ち入ってみなければならぬ。元来、ア

アメリカの公益事業における持株会社の成立は一八七〇年代から始まるが、それが最も多く成立するのは一九二〇年代である。したがって、持株会社の影響は、二〇年代にもっとも大きいとみることが出来るであらう。

持株会社とは、財貨や川役の生産や分配に直接たずさわることなく、事業会社の株式を所有することによりその企業を管理する会社である。したがって、公益事業統制委員会はこれらの持株会社を統制の対象とすることができなかった。その結果、公益事業会社自身が若干の州でかなり厳格な統制を受けた場合でも、公益事業持株会社の存在のため、料金形成問題や会計処理の面での統制をほとんど骨抜きにすることができたのである。

このような事情は、公益事業会社の恣意的な会計実務をますます恣意的にし、ひいては投資大衆に投機熱をあふることとなった。持株会社組織の最も複雑なものの一つであるアソシエーテッドガス電気会社は、事業会社と最高段階の持株会社との間に六段階の中間持株会社をもっていた。しかも、中間の持株会社は一組の帳簿と一つの金庫である場合もあり、あるいは関係会社の相互間で株式の持合いをしたりしていた。そして、もし経営成績が悪化するきざしがみえたら、関係会社に財産を高価格で売却することによりみせかけの経営成績を良好な状態に維持するというようなことさえ行なわれた。しかもこのようなことは、中間段階の持株会社の間であれば単なる紙上取引として行

なわれることが可能なのであるから、帳簿記録の書替えによって簡単に実現せしめることができたのである。そして、時宜に応じてこれらの会社の証券が発行されたのであるが、このような持株会社の証券は、利潤追求に熱狂する投資家大衆によって懸命に買われたといわれている⁸⁾。一九二九年大恐慌への行進は、一つにはこのようにして促進されていたのである。

(1) J. Bauer and N. Gold, *Public Utility Valuation for Purposes of Rate Control*, 1934, p. 377.

(2) G. O. May' *ibid.*, p. 93.

(3) G. O. May, *ibid.*, p. 132. メイは「このことは公衆に二重の負担をかける」と述べているが、この点は追加投資の継続と短期的な問題として考えるという条件が必要であらう。もちろん当時のアメリカにはこの条件は存在していた。

(4) F. W. Clemens, 竹中訳 前掲書下 一九〇頁。

(5) E. W. Clemens, 竹中訳 前掲書下 一七九—一八〇頁 参照。

(6) H. G. Gutmann and H. E. Dougall, *Corporate Financial Policy*, third edition, 1955, p. 598. 一八七一年の Empire Contract Co. を最初とする。

(7) F. W. Clemens, 竹中訳 前掲書下 二二—三六頁によれば
一九〇〇年以前 五社
一九〇〇—一九〇九年 一社
一九〇一—一九一九年 七社
一九二〇—一九二九年 四六社

一九三〇年 二社

(8) E. W. Clemens, 竹中訳 前掲書下 二四九―二五一頁

参照。

三 一九三〇年代以後の規制強化

A ニューデールによる統制

一九二九年の大恐慌は、投機熱にのぼせていた公益事業の無数の投資家の貯蓄を払拭した。そのためこれらの大衆投資家は、こうした恣意的な実務に非難を集中したので、公益事業対策は一つの主要な政治問題となった。

不況の中で、ルーズベルトはニューデール政策を実施し、その一環として公益事業対策が連邦統制の強化を通じて行われた。これは、当時の企業がほとんど州際取引を行っていたため統制の内容が連邦統制へと転化したからであるが、連邦政府が新政策のもとに強化されたからでもある。

三〇年代にあらわれる統制委員会の強化は以下のようにすすめられた。まず三〇年には、連邦統制委員会の一つであった連邦動力委員会(F. P. C.)が再編成され強化された。ニューデール開始の三三年には、同委員長が更迭され、そのあとにはルーズベルトの信任の厚い人物があてられた。翌年には、証券取引委員会(S. E. C.)のほか、連邦通信委員会(F. C. C.)も設立され、二〇年代に比較すると連邦統制委員会の整備は確か

に向上を示すものがあった。これをさらに強化したのが、立法措置としてとられた一九三五年の公益事業法である。これは第一部公益事業持株会社法と第二部連邦動力法より成るものであり、またS. E. C.とF. P. C.に対しより強力な権限を与えた。一九三八年の天然ガス法は、F. P. C.に対し天然ガスに関する権限を強めた。かくして、立法と人事更迭により連邦統制の種々の委員会は、より積極的に統制を行う段階に入ったのであった。

統制の内容としては、三四年に設立されたのF. C. C.は、州際取引される有価証券を発行するすべての会社ならびに証券取引所上場会社に、登録と財務諸表の提出を命じた。また、一九三五年の公益事業法第一部は、すでに述べたように公益事業持株会社法であるが、これは徹底的に財務統制を規定したもので、そのもとに委員会に与えられた権限は、持株会社と従属会社の証券発行の認可(無額面株、非議決権株、優先株、無補償社債は、委員会が例外として認める以外は禁止)、従属会社所有の株券および資産の獲得の認可、持株会社構造の調査とピラミッド組織の単純化の要求、組織内取引の管理、期間報告の要求ならびに財務諸表についての規則の制定等であった。

なかでも、同法第十一条の消滅宣告 Death Sentence はその中核をなすものといえるであろう。この規定によって持株会社の組織および財政の単純化が実施されたが、実際には必ずし

も完全には行われなかった。というのは、二段階までの持株会社は存置を認められたので（これでもきわめて苛酷であったといわれている）持株会社そのものについてのまったくの解体ではなかったからである。⁵⁾

それにしても、これらのことから持株会社に対する規制を中心として連邦統制が強化されたということは結論しうるであらう。

B 料金形成内容の転換

統制に関して、ここでさらに問題とされなければならないのは、会計の側面である。この点についてまずあげられるのは、一九三六年の M.P.C. およびそれを承認した N.A.R.U.C. の統一勘定規定である。一九三二年に N.A.R.U.C. が固定資産の会計上の処理法として廢棄法を認めたことはすでに述べた。ところが、この方法が二〇年代の会計濫用の一原因であったために、三六年には改められ、固定資産には減価償却法が採られるようになったのである。また、この三六年の統一勘定規定は、原始原価（普通に取得原価といえば、該企業が取得時に支払う価額を意味するが、ここでいう原始原価とは、公益事業であればそのいづれかの公益事業において当該資産が最初に取得された時の価額を意味する）という概念を導入し、固定資産の帳簿上の移動による増価をできないようにして、資産の水増しとい

う不正手段を除去し、そしてまたこれによって料金基礎の確定を容易にした。またこうした点から、当時アメリカで主張され始めていた原価主義が評価基準として公益事業会計にも一応導入されるに至ったとみてよいと思われる。

もちろん、料金の決定に関する最終的な結論は裁判所の判決にまかななければならない。そしてこの点に関しては、統制委員会の料金基礎評価（資産評価）に関する原価主義を裁判所が承認したか否かという点について三〇年代を以てみるかという重要な問題が存在しないではないが、実はこの点に関する裁判所の統一的新見解というものはみられなかったようである。⁶⁾

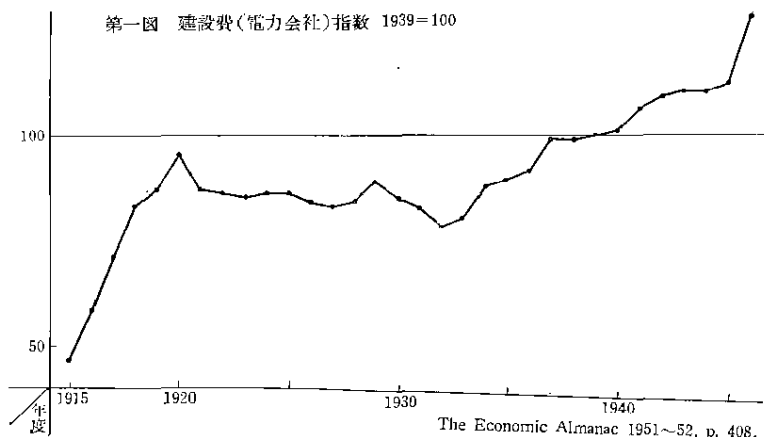
四〇年代に入ってから、裁判所はあきらかに原価主義を採用するに至るのであるが、それまでの諸判決の内容は、必ずしも統制委員会の主張を承認したわけではなく、統制委員会の料金決定理論（ことに原価主義の主張）はともかくとして、会社の収益と費用の差額としての報酬が、妥当な額だけ得られているか否かという結果に重点をおいていたように考えられる。

三〇年代全体を通じての規制強化の波にのる統制委員会の料金引下命令は、三六年以後原価主義によるか、あるいは会社との話し合いによる自主的値下げという形で実施されたが、裁判所は会社側の提訴があった場合にも、必ずしも統制委員会の主張する論理を認めたのではないけれども、結果的には、原価主

議基準を主張する統制委員会の命令をほとんどすべて支持してきた。そして、この原価主義によるという点は、三〇年代前半においては会社側、統制委員会および裁判所の三者が一致した点でもあった。というのは、当時の物価水準が二〇年代にくらべて低かったために、所有する固定設備の調達期がほとんど二〇年代であった会社側にとっては、時価よりも原価のほうが有利であったので、会社側もこれを認めて争わなかったからである。しかし原価主義はむしろ三〇年代後半において統制委員会が強調しはじめ、四〇年代には法廷が承認するに至るのである。第一図に、料金基礎の評価の資料として電力会社の建設費指数を明示したが、それはこの図表からあきらかなように、三〇年代後半からは、二〇年代とほとんど同水準もしくはそれ以上となり、四〇年代に入ると、別の十八種の建設費指数をみても全部二〇年代を越えているのである。そしてこのような事実⁸⁾は、三〇年代後半では原価主義の採用が会社側にとって決して有利ではないこと、むしろ不利であったことを示すものである。

ポアーとゴールドは、原価主義を採ることにより「委員会の仕事は、料金決定に復成原価基準といういわゆる法的手続や効果のあがらない結果のために莫大なエネルギーと時間を浪費せずに、公共の必要と目的ならびにその利益の実現のため、適当な準備に専心⁹⁾」できるといっているが、このことは確かに統制委員会側にはいえるにしても、会社側にも同じようにいえる

第一図 建設費(電力会社)指数 1939=100



は思えない。この問題について、メイは「原価主義を正当と認める根拠は、おそらく原価主義それ自身の抽象的長所によるよりも、むしろ評価に関して提案されたこの方法にも内在的欠陥がある」⁽¹⁰⁾からだといっている。

しかしいずれにしても、このようにいうだけでは、会社側の不利を押しきって、なぜ二〇年代の時価(復成原価)主義から三〇年代後半からの原価主義(三〇年代のアメリカ会計原則の成立過程に一応一致している)に転化してきたかを理解するにはもちろんなお不十分であろう。事実についてみると、統制委員会は、三六年に原始原価と減価償却法(定額法)および原価差引減価(陳腐化を含む)による料金基礎の決定という一般に認められた会計原則を、公益事業の実務に取り入れるように努めたのであり、四〇年代になると裁判所もこれを承認するようになった。このような変化の基礎およびかかる変化に対する評価としては、前述の説明はまったく技術的ないし現象的なものにすぎないもので、事実またこうした批判はとうていまぬがれないであろう。

公益事業にのみ視野を限定すれば、上述のような変化の過程は、少なくとも技術的には近代会計理論(動態論)の主張する原価主義の適用が成功したと言えるであろう。そして統制委員会も会計原則の骨子をなす原価主義を強調することにより、会計制度の改善を意図し、その一応の完成みたと言えるかも知れない。

アメリカにおける公益事業の料金形成の一過程

ない。またこの限りでは——会計の重要な領域である評価分野において、一応恣意性を排除したという点において——投資家、企業および公共(消費者)の利害の調節が、公平に行なわれるようになったという結論が引き出されるかも知れない。しかし、はたしてそうであるか。次節では、さらに以上の点について、少なくともアメリカ資本主義における三〇年代の独占再編成のなかに公益事業を位置づけて、分析を加えてみたいと思う。

- (1) J. C. Bonbright, *ibid.*, p. 29.
- (2) H. G. Gutmann and H. E. Dongell, *ibid.*, p. 605.
- (3) Victor Perlo, *The Empire of High Finance*, p. 119, 120. 浅尾孝訳 一四三頁には、実際に最高持株会社の解体は、十二年も後の一九四七年から始められたため、それまでに公益事業会社の多くは持株会社の株主にかれらの株式の贈与あるいは売却により剥奪された。したがって、従来全体を支配していた集団は自動的にそれぞれの重要な個別会社の支配をひきついでと述べられている。
- (4) Original Cost 公益事業に特有の用語である。これに関する研究としては、西川義朗「公益企業会計におけるオリジナル・コスト設定の意義」会計 昭和二十六年十一月号がある。
- (5) G. O. May, *ibid.*, p. 96.
- (6) Federal Power Commission v. Natural Gas Pipeline Co. (U. S. Sup. ct. Mar. 16, 1942) 241 U. S. 364.

- Commission V. Hope Natural Gas Co. (U. S. Sup. ct. Jan. 3, 1944.) より原価主義が確立された。
- (7) *The Economic Almanac*, 1951-52, p. 395, 参照。
- (8) *The Economic Almanac*, 1951-52, p. 406-408. この内訳は、特許建設費指数が八種類、建設材卸売指数が八種類、公益事業建設費指数が二種類で合計十九種類である。
- (9) J. Bauer and N. Gold, *ibid.*, p. 418.
- (10) G. O. May, *ibid.*, p. 88.
- (11) S. Davidson, *The Plant Accounting of Federal Power Commission*, 1952, p. 98.

四 評価基準転換の現実的意義

料金基礎の評価について考える場合、まず物価事情についての分析を欠かすことはできない。すでに第一図により、電力会社の建設費指数を示しておいたが、それ以外の十八種の建設費指数をみると、一九三二年を最低とし、一九三七年には十二種の指数はすでに二〇年代の高水準に復帰していた。三〇年代後半から四〇年代初期までの傾向は、ほぼゆるやかな上昇を示している。

このような事実からみれば、企業としては三〇年代後半の原価主義採用に対して、三〇年代前半におけるような積極性を示す理由はないが、同時にまた、二〇年代の恣意的実務の再現を夢みない限り、第一に、原価主義・時価主義による差異が三〇

年代後半初期にはさして大きくなかったこと、第二に、原価主義が不利な条件をもたらした場合でも、需要の増大は後にみるごとく急激であるから、単位料金が確定しており、その改訂(単位料金の切下げを意味する)が、かなりの期間行なわれない場合には、比較的短期間に有利な事態に転化したと考えられること、第三に、当時の統制強化の風潮に公然と反抗することは、企業の消費者大衆への影響を考えた場合、政策的に好ましいものとは考えられないこと等の諸点よりして、積極的にこれを排撃する必要もそれほど大きくはなかったと考えられる。したがって、企業にとっては四〇年代の初期にいたる原価主義成立期の影響は、料金基礎の評価に最初はそれほどちがいを示さなかつたのであり、又、年がたつにつれて評価のちがいが大きくなった場合でも、需要の増大と単位料金の固定化のために、原理的には企業にとって不利であった原価主義も、実際上はそれほど大きな痛手とはならなかつた。しかもこの間の資本報酬額(税引利潤)は、第一表に示すとおり、漸増傾向を示しているが、大きな変化は示していない。そしてこのことはまた前述の事実の証明となろう。またこのようにみると、統制委員会が統制強化の中で打ち出した原価主義は、会社側にとってみれば実際上は本質的な痛手になるものではなく、むしろ統制委員会の命令に忠実であり、公正な会計原則に合致した財務諸表や料金決定手続を採用しているというアピールを行うこと

第一表 公益事業の税込・税引利潤 (単位百万ドル)

年 度	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944
税 込	661	785	728	870	1,012	1,171	1,370	1,519	1,588
税 引	536	635	578	696	748	733	701	739	768

Basic Data of the American Economy, 1949, p. 203, p. 205.

第二表 1キロワット時の電力料金 (単位：セント)

年 度	住宅用	商 工 業	
		小企業	大企業
1926	7.00	4.51	1.49
27	6.82	4.48	1.46
28	6.63	4.45	1.40
29	6.33	4.24	1.38
1930	6.03	4.13	1.41
31	5.78	4.17	1.47
32	5.60	4.14	1.53
33	5.52	4.07	1.38
34	5.33	3.99	1.35
35	5.01	3.82	1.30
36	4.67	3.60	1.19
37	4.30	3.41	1.14
38	4.14	3.30	1.20
39	4.00	3.19	1.12
1940	3.84	3.08	1.06
41	3.73	2.94	1.00
42	3.67	2.82	0.94
43	3.60	2.74	0.90
44	3.51	2.74	0.91
45	3.41	2.79	0.93
46	3.22	2.80	0.98
47	3.09	2.69	0.97
48	3.01	2.67	1.01
49	2.95	2.66	1.05
1950	2.88	2.64	1.01

The Economic Almanac 1951-52, p. 352.

により、消費者や投資家に対し会社の信用を増すことができれば、これこそ一石二鳥の成果でもあったであろう。分析を料金水準から各種料金すなわち差別料金に移してみよう。ここで公益事業とそのエネルギー消費者との関係があきらかにされる。

一般に差別価格については次のような主張がなされている。すなわち、差別価格は弾力性の強い需要を最大限に獲得するために採用される。しかもこ

れは、非弾力的消費者(一般消費者)に決して損害を与えるものではない。むしろ彼らにとっても有利である。なぜなら単一価格では需要が増えない場合でも、安い価格で新しい需要が創造できるなら、それにより非弾力的消費者が単一価格の場合に全額負担しなければならぬ固定費の一部を、新しい需要者(差別価格で創造された)に負担せしめることができるからである。

このような差別価格が成立する条件としては、(一)独占、(二)給付の非移転性、(三)需要の区分の可能なこと、(四)あげられる。そしてこれにもっとも適した事業の一つが公益事業である。

当のアメリカ公益事業におけるかかる差別価格としての差別料金の分析に入るまえに、事実について述べておこう。第二表

第三表 電力消費率と料金支払率

年 度	住 宅 用		商 工 業 用	
	A(%)	B(%)	A(%)	B(%)
1926	12	31	74	59
28	13	32	74	59
29	13	32	75	59
1930	14	33	72	57
32	18	31	68	53
34	18	37	69	54
36	17	36	71	55
38	21	37	66	53
1940	19	37	69	54
42	17	34	73	56
44	16	34	73	57
46	20	36	69	55

A=総消費量に対する比率

B=料金収入総額に対する比率

Economic Almanac. 1951-52, p. 349, p. 352.
より作成。

は、電力の場合の差別料金を示したものであるが、これによると住宅用、小企業用、大企業用ともに料金単価は漸次低下しているけれども、しかしむしろ特徴的なことは、これら三者の料金差が非常に大きいことである。実際に、大企業用に對する住宅用の倍率は、四・七倍にも達している年度がある。第三表によれば、電力の住宅用消費量は、三〇年代以後、総消費量の二〇%未満であるにもかかわらず、その料金は、会社の受けとった料金総額||料金水準實際額の三三―三七%のほっている。他方、商工業用(小企業と大企業の区別は

アメリカにおける公益事業の料金形成の一過程

第四表 ガス消費率と料金支払率

年 度	住 宅 用		商 業 用		工 業 用	
	A(%)	B(%)	A(%)	B(%)	A(%)	B(%)
1932	44	74	11	13	43	12
33	40	73	11	13	48	14
34	34	70	9	12	57	17
35	34	69	10	12	56	18
36	32	67	9	13	57	19
37	31	66	9	12	58	21
38	33	67	9	13	55	19
39	33	66	9	13	56	19
1940	33	66	9	13	57	21
41	31	63	8	12	60	24
42	32	63	10	13	56	25
43	30	61	9	12	58	26
44	29	60	8	12	59	26
45	29	61	10	13	57	24

A=総消費量に対する比率

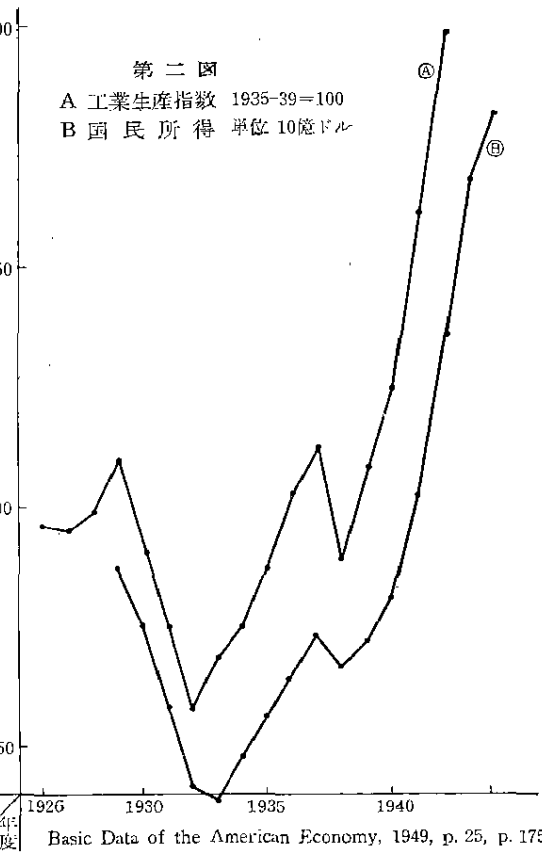
B=料金収入総額に対する比率

Economic Almanac. 1951-52, 354. より作成。

なされていない)の消費量は、同じ期間において全体の六六一七三%を占めているのに、その料金支払額は全体の五三―五七%にとどまっている。問題の核心がさらに明瞭にあらわれているのが、ガスの場合である。第四表によってみると、住宅用の

ガス消費量は全体の二九—四四%、料金支払額は全体の六〇—七四%を示している。しかも工業においては、消費量は四二—五九%、料金支払額は二二—二六%にすぎない。

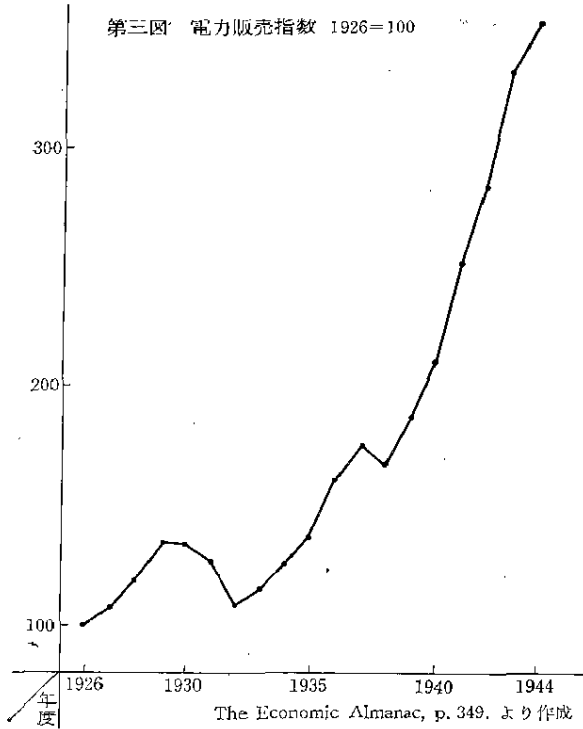
これと同じ時期のアメリカ経済の発展の跡をみると、第二図に示したように、工業生産指数および国民所得は、三〇年代後半から四〇年代初期において二〇年代の水準に回復し、以後急速に発展している。これに見合うように、投資活動は三八年から四一年にかけて急上昇している。またこれと同じようにアメリカ経済の発展にそのエネルギー供給部門としての役割をもつ公益事業においても、新建設は三五年から四一年にかけて上昇している。なかでも電力販売量は、第三図で示すように急激な増加をみせている。



このような事実から考えると、前述の差別価格肯定論については多くの疑問が生じてくる。

差別価格肯定論がいうように、確かに低料金は新需

第三図 電力販売指数 1926=100



に、アメリカ資本主義は三〇年代の後半からようやくやくにして不況脱出の手がかりをつかみ、それ以後急激な発展を上げていったのである。したがって、公益事業の立場から、新需要創出のために差別価格が採られたのではなくて、むしろ逆に、アメリカ経済のないう手であり、二九年恐慌により再編成された独占資本が、自らの不況対策と経済的發展のために、公益事業に対し低料金を要求したのである。このように考えるならば、ここでみた差別料金は独占へ安価なエネルギーを供給するために消費者大衆から高価な料金を収奪する仕組であることになる。

そしてこの点についてさらに考察を拡ろげるならば、公益事業会社としてもまたアメリカ全体からみても最大の会社であるアメリカ電信電話会社やその他アメリカガス電気会社等の有力な公益事業会社かなりの部分が、モルガン財閥の支配下にあること、またロックフェラー財閥も公益事業会社をかなり支配している事実などから、基本的には独占資本のために差別価格政策が推進せしめられたと考えてよいであろう。

要をつくるであろう。そしてその限りでは、非弾力的消費者に損害を与えるものではないといえるだろう。しかし、ここで問題としている場合についていえば、事実からもあきらかなよう

4) 独占資本の立場からは、公益事業の統制強化という局面を最

大限に利用し（二〇年代の公益事業以外でも行なわれていた恣意的実務の責任を公益事業に転嫁し、大衆の不満と非難を公益事業に向け、逆に安価なエネルギーを供給させて、公益事業の利潤を非規制部門である一般産業部門にまわす等の方法がそれである）、当時の戦時徴税の下においてさえ、第五表に示すように税引可処分利益を増大させることができたのである。公益事業についてみれば、消費量の増大が急速であるため、単位料金の下げも税引利益を低下させるほどにはならなかった。

第五表 税・引潤 (単位百万ドル)

年 度	全 産 業		公 益 事 業	
	税 込	税 引	税 込	税 引
1935	3,224	2,259	569	469
36	5,684	4,273	661	536
37	6,197	4,685	785	635
38	3,329	2,289	728	578
39	6,467	5,005	870	696
1940	9,325	6,447	1,012	748
41	17,232	9,386	1,171	733
42	21,098	9,433	1,370	701
43	24,516	10,363	1,519	739
44	24,333	10,808	1,588	768
45	20,389	8,748	1,571	738

Basic Data of the American Economy, 1949, p. 203. p. 205.

アメリカにおける公益事業の料金形成の一過程

第二次大戦によるインフレーションの結果、原価主義に対する批判がいくらか生じてくるが、アメリカのインフレーションは日本の場合などとはちがって、比較にならぬほど微弱なものであった。それは一九二六年を基準にして卸売物価指数は四八年において一倍半程度のものであり、建設費指数では一九三九年を基準にして四五年で一・三倍、五〇年でも二倍程度である。しかも、戦時中には特別償却⁶⁾が認められたので、インフレーション論議も当然に徹底的なものとならざるをえなかったであろう。原価主義の確立について、ここにも暗示的なものがみられるように思われるのである。

- (1) *The Economic Almanac*, 1951-52, p. 406-408. 「一九三〇年代以後の原価強占」の註⑤参照。
- (2) *Basic Data of the American Economy*, 1949, p. 13.
- (3) *The Economic Almanac*, 1951-52, p. 395.
- (4) Victor Perlo, *ibid.*, p. 325-336. 浅尾訳 付録8から15まで。(注)原文三三五頁は邦訳で脱落。ちなみに財閥名支配下の会社の総資産、そのうちも公益事業関係の会社の資産額(単位百万ドル)を前述の順序でいくらか示しておく。Morgan, 65,306, 16,495.; Rockefeller, 61,409, 9,083.; First National City Bank, 13,183, 2,394.; Cleveland, 15,664, 5,383.; Bank of America, 14,402, 5,383.(1955年)
- (5) W. A. Paton, *The Accounting Policies*, *Journal of Accountancy*, vol. 77, June, 1944, p. 432. ヤーノン著後記

公益事業の原始原価の概念があまりに厳格なため「取得時の原価が公正な場合には、かかる原価はまさにベースの一部」であるとし、「料金基礎は原始原価ではなくて、合理的な知性と正当さでもって支払われた実際額、すなわち慎重投資額 Prudent Investment である」と主張している (Accounting, 1982, p. 380)。

(6) ただしこれは料金問題とからんで変則的に適用された。高寺貞男「特別償却をめぐる企業利益の表示問題」経済論叢第八十巻第二・三号および『急速税務減価償却』の経済構造に及ぼす影響」経済論叢第八一巻第二号参照。

五 五 五

料金基礎の評価における原価主義実務の成立は、二〇年代の恣意的実務と大恐慌による経済の破綻(会計についていえば、それに対する不信)の反動から、規制強化方針のなかで確立されてきた。統制委員会の主観的見解は、当時確立されつつあった一般的な会計原則をもって公益事業会計にも適応させることを意図し、そしていまだ不十分なものであるにしても、それによってかなりの規制を大衆の要求に押されながら実施してきたといつてよいであらう。

一方、企業にとつてみれば、公益事業自体における採算は消

費量の急増と建設費物価の上昇がそれほど強くなかったために、料金引下げを行ないながらも十分に引合ふものであった。

さらに公益事業から視野を拡げるならば、こうした事態は、独占資本に支配されている公益事業が、差別料金により同列内にある非規制独占会社に安価なエネルギーを一般家庭消費者の犠牲のもとに供給しながら維持されてきたといえる。

公益事業の統制強化とその基礎となった近代会計理論(動態論)にもとづく統一会計制度(ことに料金基礎の評価基準としての原価主義採用)は、およそ以上のような過程のもとで提起され、採用されてきたものとみることができよう。またこのようにみるならば、消費者の立場に立つと主張し、あるいは公平な裁定を行うと宣言して、当時の物価指数からみれば原理的には企業に不利な原価主義の導入を促進した統制委員会は、消費者といつてもあきらかに大消費者(独占資本)の立場に立っており、事實上、総資本の強化と不況からの脱出のために独占資本に手を貸したのであり、さらに言えば、主観的にはともかくも、客観的には一九二九年大恐慌で爆発した一般投資家の怒りに対する防波堤の役割を果し、かくして独占の再編強化に寄与したと言えらるであらう。